

## YPCこども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 真蓮会
所 在 地	大阪市西区新町一丁目九番十一号
電 話 番 号	06-6535-8968
代表者氏名	理事長 山本 眞

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	YPC こども園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区新町一丁目九番十一号
連 絡 先	電話番号 06-6535-8968 FAX 06-6535-8969
管 理 者	園長 山本 眞
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育・教育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6 人 1歳児 15 人 2歳児 15 人 3歳児 17 人 4歳児 17 人 5歳児 17 人  1号認定・新2号認定 3歳 3人 4歳 3人 5歳 3人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 37 人 満1歳以上満3歳未満の児童 28 人 満1歳未満の児童 5 人 1号認定・新2号認定 9 人
開 設 年 月 日	平成 27 年 8 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051005215
ホ ー ム ペ ー ジ	ypc1.jp

### 3 施設の目的・運営方針

YPC こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育・教育を必要とする児童1号2号3号認定の園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育・教育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育・教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地		166.99 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 6階建
	延べ面積	600.55 m <sup>2</sup>
園庭		屋上遊戯場 66.62 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほふく室も含む
保育室	6室	はな組（0歳児クラス）、にじ組（1歳児クラス）、ほし組（2歳児クラス）、たいよう組（3歳児クラス）、うみ組（4歳児クラス）、そら組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
沐浴室	1室	

### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供  
 下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 食事の提供
- (3) その他  
 保育に係る行事等

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
理事長	運営全般責任者				
園 長	職員及び業務の管理、法令等を遵守させるための指揮命令。児童を全体的に把握し、業務をつかさどる。地域の利用乳幼児に対する子育て支援、保育内容について保育を統括する。	1	1		
副園長	園長の補佐、経理事務	1	1		
事務長	会計、労務、園の総括	1	1		
主任 保育士 主幹 保育教諭	園長を補佐するとともに、計画の立案や利用するお子さまの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。	2	2		
副主任 保育士 保育教諭	主任を補佐し、園全体の行事などスムーズに進むように段取りをする。保育に従事。	1	1		
保育士 保育教諭	保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。	15	13	2	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3	2	1	栄養士と兼務
看護師	体調不良やアレルギーのある子ども、障がいのある子どもへの対応。職員や園児の保護者に対する健康管理の指導。職員に対して子どもの健康管理に対する指導。	1	1		
嘱託医	年2回の内科健診及び相談、年1回の歯科健診及び相談。	2			

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 4 月 1 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 7：30 ～18：30 ）
事務長	正規の勤務時間帯（ 7：30 ～18：30 ）
主任保育士 主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（ 7：30 ～18：30 ）
保育士 保育教諭	正規の勤務時間帯（ 7：30 ～18：30 ）
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8：00 ～17：00 ）
看護師	正規の勤務時間帯（ 7：30 ～18：30 ）
調理員	正規の勤務時間帯（ 8：00 ～17：00 ）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日・時間

### 2号3号認定のこども

提供する曜日	月曜～土曜日まで	
保育時間	保育標準時間 保育短時間	午前7時30分～午後6時30分 午前8時30分～午後4時30分
開所時間	月～土曜日	午前7時30分～午後6時30分
休園日	日曜 祝日 年末年始	12月29日～1月3日

### 1号認定のこども

提供する曜日	月曜日～金曜日	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後3時30分
新2号認定	保育時間 預かり保育	午前8時30分～午後3時30分 午後3時30分～午後5時00分
休園日	日曜 祝日 土曜日 冬季	12月29日～1月3日

## 8 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理（基本は除去、代替給食を提供していますが、アレルギーの種類によって給食提供が困難な場合にはお弁当を持参して頂くことがあります。）

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

尚、行事や厨房の清掃等によって、お弁当のご協力をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時	11時30分	15時	
1歳児	10時	11時30分	15時	
2歳児	10時	11時30分	15時	
3歳児		11時30分	15時	
4歳児		12時	15時	
5歳児		12時	15時	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医師の指示書が必要）

食物アレルギー対応マニュアル有

### (4) 栄養士等の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	2	2	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 9 利用者負担金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を当園が徴収致します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 1 0 特別支援児保育・教育の取組状況

地域社会の中で、支援のある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援児保育を行っています。

## 1 1 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 2号・3号認定の園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 3 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	にしいけクリニック
医院長名又は医師名	西池一彦
所在地	大阪市大正区三軒家6-8-14
電話番号	06-6551-1000

### (2) 歯科

医療機関の名称	新町こどもファミリー歯科
医院長名又は医師名	豊田 俊恒
所在地	大阪市西区新町1-14-21
電話番号	06-6533-0505

- (3) 入所時及び少なくとも年2回は園児に対して、内科検診を行います。  
又、年1回歯科検診を行います。その結果をお知らせします。

## 1 4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡をする等、必要な処置を講ずるものとします。

### 1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。

<台風時について>

- (1) 暴風又は特別警報が発令されたら、登園を見合わせて下さい。
- (2) 登園後に暴風又は特別警報が発令された場合は早急にお迎えをお願いいたします。

### 1 6 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 1 7 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 謙 紀正（苦情解決責任者）
	・ご利用時間 随時
当園 ご利用相談窓口	・電話番号 06-6535-8968
	F A X 06-6535-8969
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 適
	電話番号 06-6761-1171
役職・肩書等 大阪市私立保育園連盟会長	

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 1 8 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	施設賠償責任保険
保険金額	525 円

### 1 9 園児の利用状況（毎年5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1人	4人	3人
1歳児	13人	14人	8人
2歳児	14人	14人	14人
3歳児	15人	14人	15人
4歳児	14人	16人	16人
5歳児	16人	13人	15人

### 2 0 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	
自己評価の実施状況	なし	

### 2 1 保健衛生

- (1) 予防接種は、できるだけ入園までに受けておいて下さい。  
特に結核検診（BCG）は入園までに受けておいて下さい。
- (2) 感染症に罹った場合は、治療の上、医師の意見書（園にあります）を提出してから登園して下さい。
- (3) 当園で発熱された時は37.5℃になりましたら保護者様に連絡いたしますので出来るだけ早く迎えに来て下さい。
- (4) 原則、薬はお預かりできません。

### 2 2 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

### 2 3 勧告等の公表状況

無

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
① 主食費	2号認定を受けたお子さまに係る 幼児主食費	月額 3,200円
② 副食費	2号認定を受けたお子さまに係る 幼児副食費	月額 6,100円
③ 給食費	1号認定・新2号認定を受けたお子さまに係る 給食費	月額 9,300円
④ 超過保育料	保育終了時間(18時30分)を超えた場合の保育料	日額 10分毎 500円
⑤ 行事費	行事費に係る費用	月額 1,000円
⑥ 絵本代	絵本代	実費 390円～480円
⑦ 講師料	<音楽リズム> <音楽リズム・英語・体操> <音楽リズム・英語・ダンス・体操>	月額 0.1.2.歳児 400円 3歳児 1,600円 4.5歳児 2,100円
⑧ 保険料	保育中・登降園・行事等の園児に係る保険	月額 225円

※昨今の物価高騰の影響により本園においても従前に比べ価格が改定されています。

保護者の皆様方には何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※教育充実の為、講師料の増額をすることがあります。

○一泊保育料(5歳児) 実費徴収 17,000円～20,000円

○新年度用品 乳児 7,000円～12,000円

幼児 11,000円～14,000円

○制服代(2歳以上) 40,000円～48,000円

○1号認定の方は8時30分～15時30分までの保育となりますが、前後延長する場合、30分毎に500円徴収となります。

○新2号認定の方は8時30分～15時30分までの保育になりますが、15時30分～17時00分までは一律450円にて預かり保育を行います。

(後日、大阪市より1日 450円×日数分 は返金されます。)

8時30分から17時00分の前後延長する場合、30分毎に500円徴収となります。

○2号・3号認定保育短時間の方は8時30～16時30分の保育になりますが、前後延長する場合、30分毎に500円徴収となります。

## 2 徴収方法

保育料と保育物品代等のお支払いは、口座振替でお願い致します。  
(令和7年4月1日よりお支払いは全て口座振替となりました。)

※領収書のご入用の方はお申し出ください。

